

神戸エンタープライズゾーンにおける市税の特例措置適用について

神戸市
令和 7 年 4 月

神戸市では、経済の新生に資することを目的に「神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（以下「神戸エンタープライズゾーン条例」という。）」を制定し、特定事業（持続的な成長が見込まれる産業又は集客力の抜本的な強化に寄与する産業に属する事業）、中核事業（特定事業のうち基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼす事業）及び特例中核事業（中核事業のうち経済的効果の程度が特に著しいと認められる事業）等の集積を促進しています。

市税に関しましては、特定事業等に係る施設の固定資産税及び都市計画税の軽減を行います。
この市税の特例措置の適用を受けようとする場合は、下記の要領に従って申告してください。

I 特定事業に係る市税の特例措置について

1 適用対象者（固定資産の所有者）

神戸市長が指定する「神戸エンタープライズゾーン」の区域内で行う特定事業、中核事業又は特例中核事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が、適当である旨の市長認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）。)

2 特例措置の対象となる固定資産（家屋・償却資産・土地）

認定事業者が、神戸エンタープライズゾーン内で建設する施設（既に建設されている施設を取得した場合で、その施設がこれまでに「神戸エンタープライズゾーン条例」による特例措置の適用を受けたことがなければ、その施設もこれに含む。）のうち市長より認定を受けた事業計画に係る事業（以下「認定事業」という。）のために使用される施設（家屋・償却資産）及びその敷地である土地。

《注意事項》

(1) 家屋

- ① 事業計画に従って整備された施設であっても、物品販売施設、職員宿舍等の福利厚生施設、テナントに貸し付けている施設等、認定事業の遂行に直接関連のない施設は、この特例措置の対象となりません。
- ② 1 棟の家屋に、「認定事業のために使用されている部分」と「その他の用に使用されている部分」がある場合は、家屋を区分し、「認定事業のために使用されている部分」に限り、市税の特例措置の対象となります。
- ③ ②の場合、廊下や階段等の共用部分については、「認定事業のために使用されている部分」と「その他の用に使用されている部分」との面積割合によりあん分して、この規定を適用します。

(2) 償却資産

認定事業のために新たに取得した償却資産で認定事業のために直接使用されているものが、市税の特例措置の対象となります（移設された資産は対象となりません。）。)

(3) 土地

- ① 敷地である土地とは、市税の特例措置の適用対象となる家屋を維持し、又はその効用を果たすために通常必要とされる範囲の土地のことをいいます。よって、その範囲を超える部分や有料駐車場等積極的に他の用途に使用される部分は、市税の特例措置の適用対象になりません。
- ② 家屋のうちの一部が市税の特例措置の適用対象である場合は、家屋全体の敷地面積を、「適用対象部分の床面積」と「適用対象外部分の床面積」との面積割合によりあん分して、この規定を適用します。

3 対象固定資産の建設（取得）期限

(1) 家屋及び償却資産

平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに、特定事業計画等の認定を受け、かつ、その認定日の翌日から起算して 3 年を経過する日までの間に建設（取得）した家屋又は償却資産（償却資産については、原則として操業開始日の属する月から 3 か月以内に取得したものに限りま

(2) 土地

平成 29 年 1 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得した土地。

なお、土地については、土地取得日の翌日から起算して 1 年以内に、当該土地上で施設の建設の着手があった場合に限られます。

4 市税の特例措置の適用期間、軽減割合及び申告

市税の特例措置の対象となる固定資産（家屋・償却資産・土地）を取得した後、最初に課税される年度から、その適用対象資産に係る固定資産税及び都市計画税（家屋・償却資産・土地のうちの一部が適用対象である場合は、その適用対象部分に相当する部分）を軽減します（家屋・償却資産・土地の適用年度が異なることがあります）。適用期間及び軽減割合は事業計画認定書に記載のとおりです。軽減期間中は毎年、申告書を提出してください。事業実施状況を確認の上、軽減額を決定します。

5 《参考》地位の承継（事業の相続・分割・合併・株式交換など）をする際の手続き

認定事業者が、地位の承継をしようとする場合は、事業承継日の翌日から起算して 3 月以内に、市長の認定を受ける必要があります。神戸市役所 経済観光局 企業立地課までご連絡ください。（P. 4 を参照）

II 「固定資産税及び都市計画税」の特例適用申告等の要領

i 申告書の提出要領

1 提出書類

(1) 申告書

ア 固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書【様式第 2 号】

イ 償却資産種類別明細書（償却資産についての申告をする場合）【様式第 3 号】

(2) 添付書類

ア 「事業計画認定書」の写し

イ 家屋に係る適用対象部分及び当該部分の床面積の計算根拠が分かる書類（適用対象部分の床面積の計算根拠等を記載した書面及びその基礎となる求積用図面等）

2 提出期限

市税の特例措置の適用を受ける年度の初日の属する年の 1 月 31 日

3 提出先

神戸市市税事務所 税制企画課（P. 4 を参照）

ii 申告書【様式第 2 号】の記載要領について

1 [] 囲み部分

(1) 条例「第〇条第 1 項の認定を受けた認定〇〇事業計画に係る〇〇事業に係る施設」について該当以外の欄を二重線で抹消してください。

(2) 適用を受けようとする資産の種類（家屋、償却資産、土地）に応じて不要な箇所（文字）を、二重線で抹消してください。

(3) 条例「第 12 条」以外の欄を二重線で抹消してください。

2 「不均一課税の内容」～「認定番号」の項

「受けようとする不均一課税の内容」から「認定番号」欄には、事業計画認定書に記載のとおり、それぞれの項を記入してください。

3 「家屋」、「償却資産」、「土地」の項

適用を受けようとする固定資産の種類（家屋、償却資産、土地）に応じて、それぞれの項を記入してください。

4 「家屋」の項の記載要領

- (1) 「適用対象部分」欄には、家屋全体のうち、認定事業のために使用される部分として規定の適用対象となる部分の面積を記載してください（P.1 I 2(1)を参照）。
- (2) 「建築年月日」欄又は「取得年月日」欄については、次の区分に応じてどちらか一方を記載してください。
 - ① 家屋を新築して事業を行う場合 …「建築年月日」欄に完成年月日を記載してください。
 - ② 既存家屋を取得して事業を行う場合 …「取得年月日」欄に取得年月日を記載してください。

5 「償却資産」の項の記載要領

- (1) 「数量」欄には、適用を受けようとする資産の数量を記載してください（「償却資産種類別明細書【様式第3号】」の最終の行番号に対応します。）。
- (2) 「取得価額」、「評価額」及び「課税標準額」欄には、「償却資産種類別明細書【様式第3号】」の合計欄の数値を記載してください。

6 「土地」の項の記載要領

「適用対象部分」欄には、土地全体のうち、家屋全体の敷地として使用する部分の面積を記載してください（P.1 I 2(3)を参照）。

【注 意】

認定事業者は、本市と締結する協定書に基づき、実施義務期間は当該認定を受けた事業計画に従って当該認定事業を実施しなければなりません。

また、認定事業者は、当該認定事業の休止（一時的な休止を除く。）又は廃止をしたときは、実施義務期間に対する認定事業を継続していた期間の割合その他を考慮して市長が定める基準に従って市長が定める違約金を支払うことになります。

お問い合わせ先

- ・ 神戸エンタープライズゾーンにおける固定資産税及び都市計画税の特例措置について

神戸市市税事務所 税制企画課（新長田合同庁舎 3 階）
 TEL (078) 647-9333
 〒653-0042 神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号



- ・ 特定事業の指定状況及び特定事業計画の認定等の申請について
- ・ 事業実施状況の確認について
- ・ 神戸エンタープライズゾーンにおける市税以外の支援措置について

神戸市 経済観光局 企業立地課 TEL (078) 984-0290
 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号
 三宮ビル東館 7 階

